

# 令和5年 刈谷市交通安全推進協議会



刈谷市交通安全マスコットキャラクター「アイリー」

実践しよう 交通安全スリーS運動



## 令和5年刈谷市交通安全推進の誓い

一瞬にして人命を奪い、人々の平和な暮らしを脅かす交通事故をなくすことは、私たち刈谷市民の切なる願いです。

しかし、多くの人々の懸命な取組にもかかわらず、なお依然として多数の交通事故が発生しています。

悲惨な交通事故をなくすためには、私たち一人ひとりが、交通社会の一員であることを強く自覚し、交通ルールを守り、安全な行動を実践することが不可欠です。

私たちは、命の尊さと交通安全の大切さを改めて認識し、市民総ぐるみで、安全で快適な交通社会の実現を目指し、より一層の自覚と熱意をもって次の五項目を強力に推進することを誓います。

- 一 子どもや高齢者を交通事故から守ります。
- 一 自転車の安全利用を進めます。
- 一 飲酒運転を根絶します。
- 一 全ての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用します。
- 一 歩行者保護をはじめ、ストップ、スロー、スマートの安全行動を実践します。

## 目次

### 議題1 令和4年刈谷市の交通事故情勢

1 概況	2
2 全国・愛知県・刈谷市の交通事故発生状況	3
3 刈谷市の交通事故区分別発生状況	5

### 議題2 令和4年事業報告

1 事業報告	8
2 交通安全活動報告	10
3 道路交通環境の整備	22

### 議題3 令和5年事業計画（案）

1 趣旨	25
2 基本方針	25
3 取組内容	26
4 交通安全活動の進め方	27
5 推進する交通安全活動	27
令和5年交通安全活動等実施計画（案）	35
6 道路交通環境の整備	36

### 参考資料

刈谷市交通安全条例	39
刈谷市交通安全推進協議会設置要綱	41
令和4年度高齢者交通安全川柳・交通安全啓発ポスター	43

## 議題 1 令和 4 年刈谷市の交通事故情勢

### 1 概 況

昨年の愛知県内における人身事故は、発生件数が 23,825 件、死傷者数が 28,209 人でした。このうち死者数は 137 人で、前年よりも 20 人増加しました。

刈谷市においては、人身事故、とりわけ死亡事故の抑止を図るため、コロナ禍ではありますが、子ども及び高齢者に対する交通安全教室及び啓発活動を、感染症対策を徹底した上で効率的に展開してきました。その結果、人身事故は 109 件減少して 425 件で、死傷者数は 168 人減少して 489 人でした。

人身事故のうち死亡事故は、発生件数が 1 件、死者数が 1 人であり、ともに前年より減少しました。重傷事故は、前年よりも発生件数が 7 件増加して 17 件、重傷者数が 7 人増加して 17 人でした。

また、人身事故のうち年齢別の発生状況をみますと、こども（0 歳～15 歳）は前年よりも 9 人減少して 37 人、若者（16 歳～24 歳）は 11 人減少して 80 人、一般（25 歳～64 歳）は 140 人減少して 322 人、高齢者（65 歳以上）は 8 人減少して 50 人でした。

## 2 全国・愛知県・刈谷市の交通事故発生状況

### (1) 全国

区分		令和4年	令和3年	対前年増減数
人身事故件数		301,193 件	305,196 件	△ 4,003 件
死傷者	死亡	2,610 人	2,636 人	△ 26 人
	負傷	356,419 人	362,131 人	△ 5,712 人
	合計	359,029 人	364,767 人	△ 5,738 人

※令和4年は速報値

参考1 交通事故死者数の多い都道府県

順位	都道府県	死者数
1	大阪	141 人
2	愛知	137 人
3	東京	132 人
4	千葉	124 人
5	兵庫	120 人

参考2 交通事故死者数の減少した都道府県

順位	都道府県	死者数	対前年数
1	神奈川	113 人	△ 29 人
2	福岡	75 人	△ 26 人
3	埼玉	104 人	△ 14 人
4	奈良	29 人	△ 10 人
5	徳島	23 人	△ 9 人

### (2) 愛知県

区分		令和4年	令和3年	対前年増減数
人身事故件数		23,825 件	24,185 件	△ 360 件
死傷者	死亡	137 人	117 人	20 人
	負傷	28,072 人	28,631 人	△ 559 人
	合計	28,209 人	28,748 人	△ 539 人

- ・ 死亡事故は137人で、20人の増加
- ・ 人身事故件数は、1.5%減少
- ・ 死者数は、17.1%増加 負傷者数は、2.0%減少

### (3) 刈谷市

区分		令和4年	令和3年	対前年増減数
人身事故件数		425 件	534 件	△ 109 件
死傷者	死亡	1 人	3 人	△ 2 人
	重傷	17 人	10 人	7 人
	軽傷	471 人	644 人	△ 173 人
	合計	489 人	657 人	△ 168 人

- ・ 死亡事故は1人で、2人の減少
- ・ 人身事故件数は、20.4%減少
- ・ 重傷者数は、70.0%増加

#### 用語の意義

死者：交通事故の発生から24時間以内に死亡したもの

年齢別：  
 ・ 子ども 0歳～15歳  
 ・ 若者 16歳～24歳  
 ・ 一般 25歳～64歳  
 ・ 高齢者 65歳以上

# 令和4年中の交通死亡事故概要

令和4年中、刈谷市内において1件の交通死亡事故が発生しました。



発 生 日 時	5月28日(土) 午前4時15分頃
発 生 場 所	刈谷市今岡町地内
事 故 概 要	信号交差点において、60歳代男性が運転する大型貨物車と10歳代男性が運転する二輪車が衝突し、二輪車を運転していた10歳代男性が死亡。

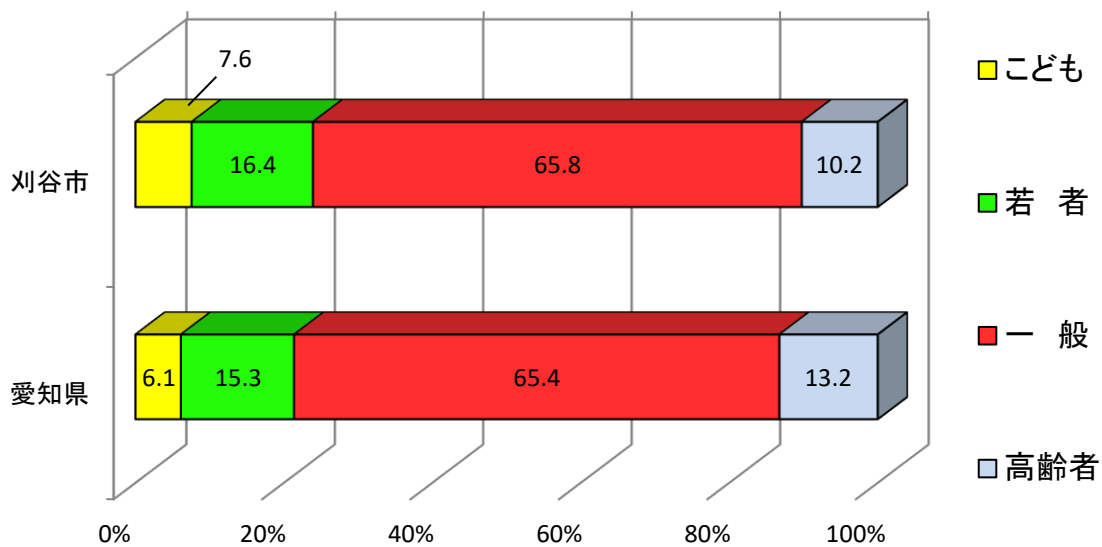
### 3 刈谷市の交通事故区分別発生状況

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とは限りません。

#### (1) 年齢別 死傷者数

	子ども (0歳～15歳)	若者 (16歳～24歳)	一般 (25歳～64歳)	高齢者 (65歳以上)	合計
死者数	0人	1人	0人	0人	1人
負傷者数	37人	79人	322人	50人	488人
構成割合	7.6%	16.4%	65.8%	10.2%	100%

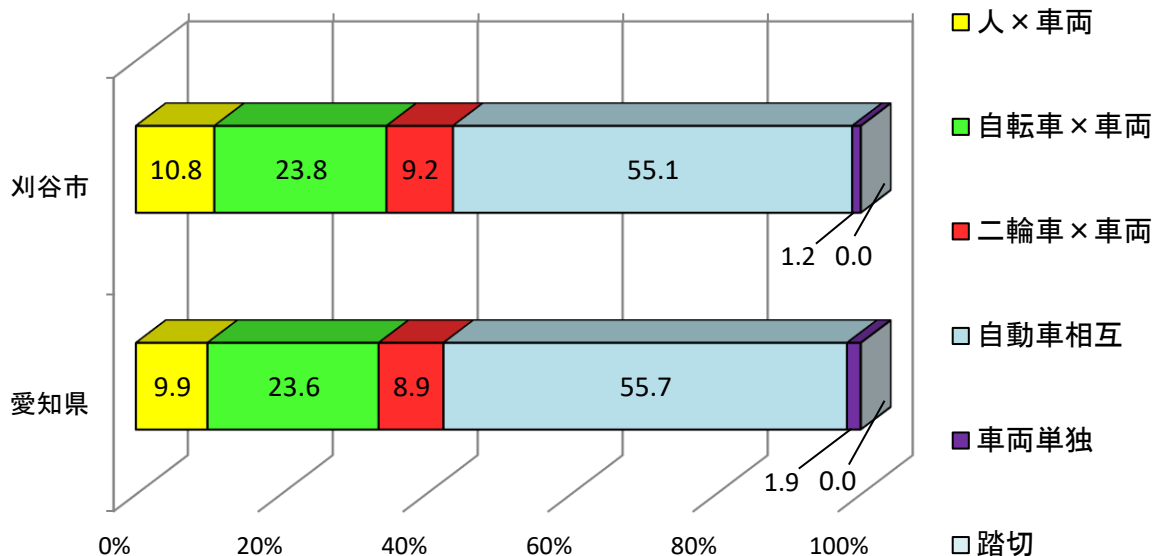
#### ○構成割合の比較



#### (2) 事故類型別 人身事故件数

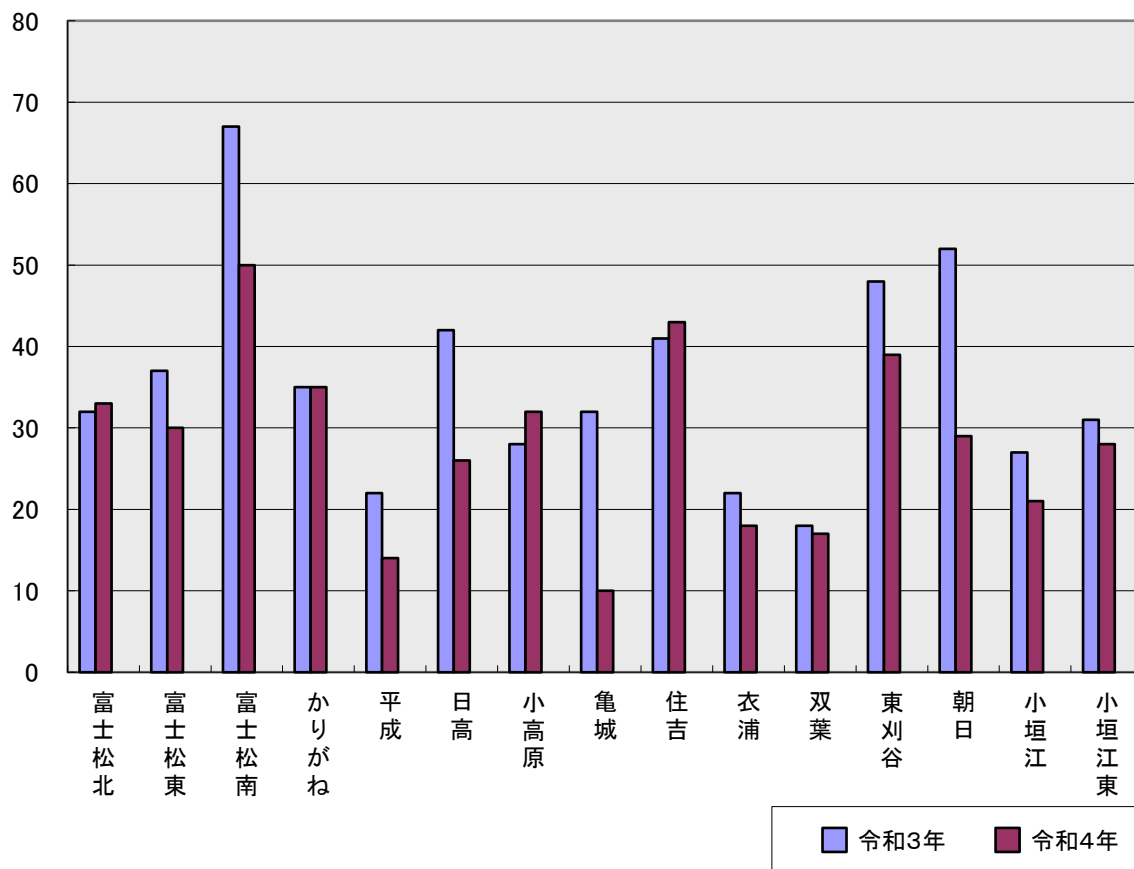
	人×車両	自転車×車両	二輪車×車両	自動車相互	車両単独	踏切
事故件数	46件	101件	39件	234件	5件	0件
構成割合	10.8%	23.8%	9.2%	55.1%	1.2%	0.0%

#### ○構成割合の比較



(3) 小学校区別 人身事故件数

(件)



(単位：件)

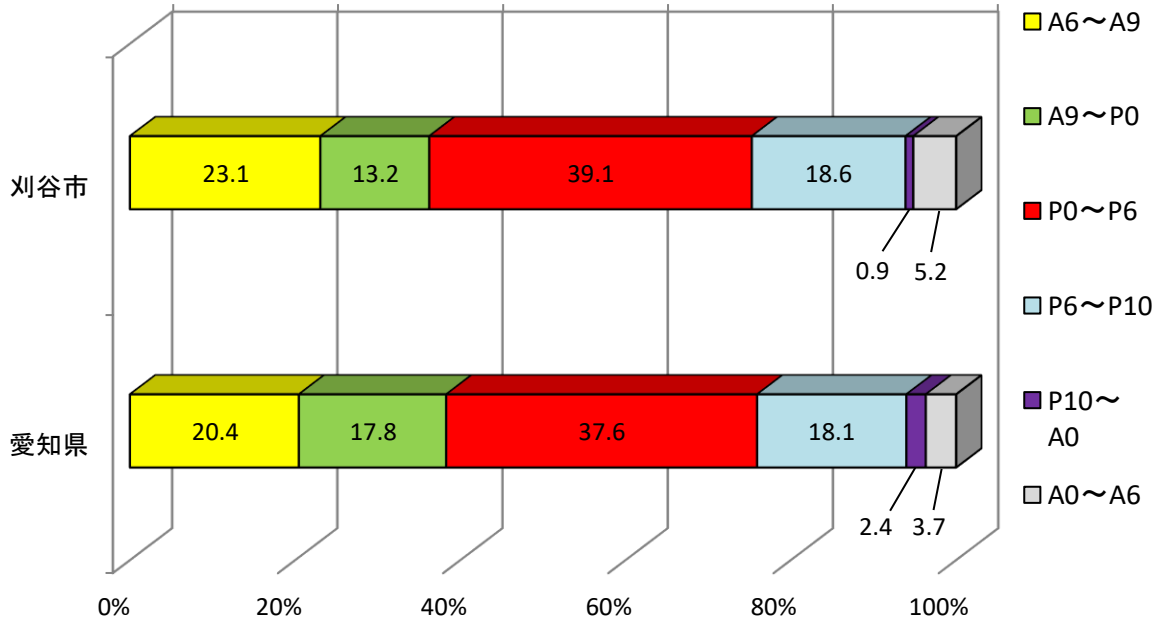
学区	死亡事故		重傷事故		軽傷事故		計	
	対前年増減数	対前年増減数	対前年増減数	対前年増減数	対前年増減数	対前年増減数	対前年増減数	
富士松北		0	2	2	31	△ 1	33	1
富士松東	1	1	1	1	28	△ 9	30	△ 7
富士松南		△ 1		△ 1	50	△ 15	50	△ 17
かりがね		0	2	1	33	△ 1	35	0
平成		0		0	14	△ 8	14	△ 8
日高		0	1	0	25	△ 16	26	△ 16
小高原		0	1	1	31	3	32	4
亀城		0	1	△ 1	9	△ 21	10	△ 22
住吉		0	2	2	41	0	43	2
衣浦		0	1	0	17	△ 4	18	△ 4
双葉		△ 1		△ 1	17	1	17	△ 1
東刈谷		0	1	1	38	△ 10	39	△ 9
朝日		△ 1	2	0	27	△ 22	29	△ 23
小垣江		0	2	2	19	△ 8	21	△ 6
小垣江東		0	1	0	27	△ 3	28	△ 3
合計	1	△ 2	17	7	407	△ 114	425	△ 109



(4) 時間帯別 人身事故件数

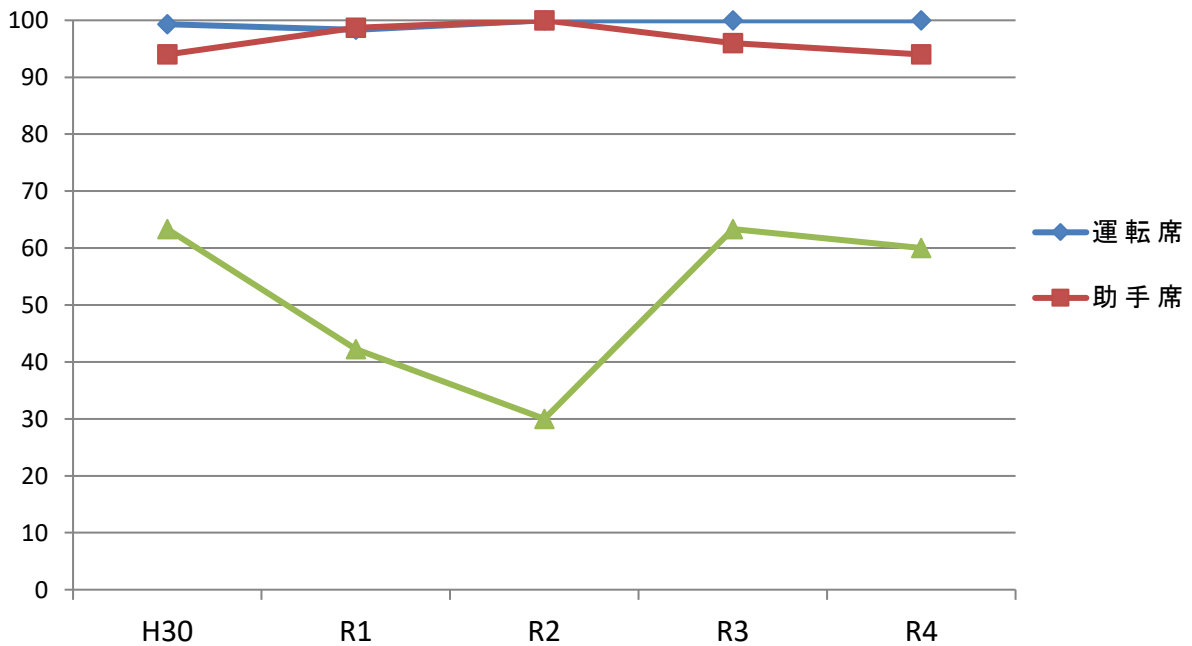
	朝 A6～A9	昼午前 A9～P0	昼午後 P0～P6	夜 P6～P10	深夜前半 P10～A0	深夜後半 A0～A6
事故件数	98 件	56 件	166 件	79 件	4 件	22 件
構成割合	23.1 %	13.2 %	39.1 %	18.6 %	0.9 %	5.2 %

○構成割合の比較



(参考) シートベルト着用率

	H30	R1	R2	R3	R4
運転席	99 %	98 %	100 %	100 %	100 %
助手席	94 %	99 %	100 %	96 %	94 %
後部座席	63 %	42 %	30 %	63 %	60 %



## 議題2 令和4年事業報告

○第11次交通安全計画における目標	※（ ）内は令和4年実績
・年間の交通事故死者数	0人（1人）
・年間の交通事故重傷者数	9人以下（17人）
・年間の自転車事故死傷者数	100人以下（104人）

### 1 事業報告

次の内容を推進して交通事故の減少を図りました。

#### (1) 交通安全運動及び広報活動

下記の重点に沿った交通安全運動及び広報活動を実施しました。

- ①子どもと高齢者の交通事故防止
  - ②歩行者・自転車の交通事故防止
  - ③運転モラルの遵守
  - ④飲酒運転の根絶
  - ⑤全ての座席でシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底
- (※活動内容の詳細については、10～19ページに記載)

#### (2) 交通安全教育

子どもと高齢者の交通事故防止に重点をおき、各年代の特性に合わせて計画的、継続的な交通安全教育を実施しました。

<交通安全教室開催状況> ※令和4年実績

対象	実施回数（対象者数）
幼児	97回（約3,700人）
児童及び生徒	37回（約3,600人）
保護者	2回（約200人）
高齢者	3回（約70人）
一般	1回（6人）

(※活動内容の詳細については、20,21ページに記載)

#### (3) 道路交通環境の整備

交通事故防止を図るため、警察や道路管理者等の関係機関と連携して、道路交通環境の整備を推進しました。

(※実施内容の詳細については、22～24ページに記載)

#### (4) 交通安全補助事業

高齢者が運転する自動車の事故防止や、自転車乗車時の交通事故による被害軽減を図るため、下記の補助事業を実施しました。

＜交通安全補助事業実施状況＞ ※令和4年4月1日～12月31日実績

事業名	補助実績	補助額
高齢者安全運転支援装置設置費補助事業	6台	335,000円
自転車用ヘルメット購入費補助事業	414個	793,800円

#### (5) ビッグデータを活用した交通安全対策事業

##### ○刈谷市 yuriCargo(ゆりかご)プロジェクト

刈谷市、株式会社デンソー、イーデザイン損害保険株式会社の3者による共同事業です。株式会社デンソーが開発したスマホアプリ「yuriCargo」をインストールして運転することで、急ブレーキなどの運転データが記録され、ドライバーは自分の運転を振り返ることができます。また、データを活用してヒヤリハットマップの作成や、交通安全対策を実施します。

《東境町丸山の交差点で実施した交通安全対策(一部)》

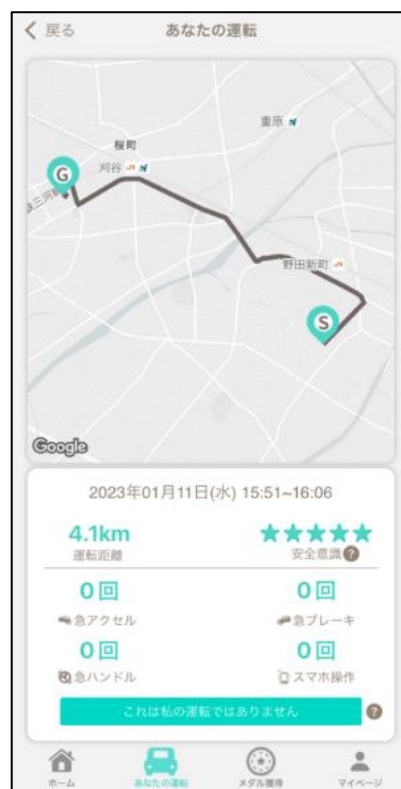


▲一時停止をより促すため、非優先道路側の「止まれ」標示を変更



▲減速を促すため、優先道路側に「事故多発注意」標示を追加

《アプリ画面(イメージ)》



#### 参加方法

App StoreもしくはGoogle Playで「yuriCargo」と検索するか、右のQRコードからアプリをインストールし、「マイページ」内の刈谷市プロジェクト「参加」ボタンをクリックしていただくことでご参加いただけます。

※iOS13.0以上、Android7.0以上のスマートフォンで参加いただけます。



▲App Store



▲Google Play

## 2 交通安全活動報告

### 春の全国交通安全運動（4/6～4/15）

活動(行事)名	日時	場所	主催、協力団体等	内容
交通安全 オープニング キャンペーン ※期間外	4月5日(火) 7:20～8:20	みなくる広場、 刈谷駅	敷島製パン(株)、市内トヨタ グループ、関係団体、刈 谷警察署、市	駅利用者に啓発品のア ップルパイを配布し、交 通事故防止を呼びかけ た。
ラジオ啓発	4月6日(水) 12:00～12:15	刈谷市役所 (電話出演)	株式会社エフエムキャッチ、 愛知県交通安全協会刈谷支部、 市	ラジオ放送を通して、交 通安全運動の周知と交 通事故防止を呼びかけ た。
自転車安全利用 キャンペーン	4月7日(木) 15:00～16:00	刈谷駅南口 駐輪場	刈谷警察署、市	駅駐輪場利用者に啓 発品を配布し、自転車 の安全利用を呼びかけ た。
セスナ機広報	4月9日(土) 10:30～11:00	市内上空	市	市内上空から交通安全 広報を実施した。
歩行者保護 キャンペーン	4月11日(月) 14:30～15:30	フローラル ガーデン よさみ	刈谷警察署、市	公園を利用する親子と 高齢者に反射材を配布 し、交通事故防止を呼 びかけた。
県内一斉 交通大監視	4月12日(火) 7:30～8:30	市内主要 交差点等	市内企業、地域住民、 関係団体、刈谷警察署、 市	県内一斉の街頭啓発 活動により、ドライバー 等に安全運転の励行を 呼びかけた。
一日警察署長に よる交通安全 キャンペーン	4月12日(火) 9:30～12:00	刈谷ハイウェイ オアシス	愛知県交通安全協会刈谷支部、 にじいろ会、刈谷警察 署、市	刈谷警察署長から一日 警察署長に委嘱された 赤星憲広氏(元プロ野 球選手)が、来場者に 啓発品を配布し、交通 事故防止を呼びかけ た。
シートベルト着用 交通安全立哨	4月13日(水) 10:00～10:30	小垣江町北沢 交差点付近	地域交通安全活動推進 委員、刈谷警察署、市	立哨活動により、ドライ バーにシートベルト着用 の徹底を呼びかけた。
危険運転禁止 交通安全立哨	4月14日(木) 10:30～11:30	刈谷市役所南 交差点付近	刈谷警察署、市	施設利用者に啓発品を 配布し、運転中のなが らスマホ禁止を呼びか けた。
自転車安全利用 キャンペーン	4月15日(金) 15:00～16:00	東刈谷駅 駐輪場	刈谷警察署、市	駅駐輪場利用者に啓 発品を配布し、自転車 の安全利用を呼びかけ た。

## 活動の様子

### 交通安全オープニングキャンペーン



### 一日警察署長による交通安全キャンペーン



### 県内一斉交通大監視



### シートベルト着用交通安全立哨



## 夏の交通安全市民運動（7/11～7/20）

活動(行事)名	日時	場所	主催、協力団体等	内容
ラジオ啓発	7月11日(月) 12:00～12:15	刈谷市役所 (電話出演)	株式会社エフエムキャッチ、 愛知県交通安全協会刈谷支部、 市	ラジオ放送を通して、交通安全運動の周知と交通事故防止を呼びかけた。
一日警察官による交通安全キャンペーン	7月12日(火) 9:30～11:30	刈谷ハイウェイオアシス	トヨタ紡織株式会社、 地域交通安全活動推進委員、 刈谷警察署、市	実業団で活躍する選手の協力により交通事故防止を呼びかけた。
自転車安全利用キャンペーン	7月13日(水) 7:30～8:00	刈谷駅南口駐輪場	刈谷警察署、市	駅前駐輪場利用者に啓発品を配布し、自転車の安全利用を呼びかけた。
歩行者保護キャンペーン	7月14日(水) 10:00～11:00	ピアゴ東刈谷店	地域交通安全活動推進委員、 刈谷警察署、市	来店者に反射材を配布し、ハンドアップ運動や横断歩道の利用促進等を呼びかけた。
県内一斉交通大監視	7月15日(金) 7:30～8:30	市内主要交差点等	市内企業、地域住民、 関係団体、刈谷警察署、 市	県内一斉の街頭啓発活動を通して、ドライバー等に安全運転の励行を呼びかけた。
飲酒運転なくそうめんキャンペーン	7月15日(金) 16:00～16:40	アピタ刈谷店	刈谷衣浦ライオンズクラブ、 JA あいち中央、 愛知県交通安全協会刈谷支部、 刈谷警察署、市	来店者に「飲酒運転なくそうめん」と銘打ったそうめんを配布し、飲酒運転の根絶を呼びかけた。
セスナ機広報	7月17日(日) 10:30～11:00	市内上空	市	市内上空から交通安全広報を実施した。
自転車安全利用キャンペーン	7月19日(火) 7:30～8:00	刈谷駅北口駐輪場	地域交通安全活動推進委員、 刈谷警察署、市	駅前駐輪場利用者に啓発品を配布し、自転車の安全利用を呼びかけた。

## 活動の様子

### 一日警察官による交通安全キャンペーン



### 自転車安全利用キャンペーン



### 歩行者保護キャンペーン



### 県内一斉交通大監視



### 飲酒運転なくそうめんキャンペーン



## 秋の全国交通安全運動（9/21～9/30）

活動(行事)名	日時	場所	主催、協力団体等	内容
ラジオ啓発	9月21日(水) 12:00～12:15	刈谷市役所 (電話出演)	株式会社エフエムキャッチ、 愛知県交通安全協会刈谷支部、 市	ラジオ放送を通して、交通安全運動の周知と交通事故防止を呼びかけた。
高齢者保護 キャンペーン	9月22日(木) 10:00～11:00	刈谷豊田総合 病院	刈谷豊田総合病院、 刈谷警察署、市	来院者へ啓発品を配布し、高齢者の交通事故防止を呼びかけた。
飲酒運転根絶 キャンペーン	9月22日(木) 16:00～17:00	築地町1丁目 交差点付近	安全運転管理モデル事業所 (株式会社リタケ TCF、 関興業株式会社)、 刈谷安全運転管理協議会、 地域交通安全活動推進委員、 刈谷警察署、市	洒落で銘打った啓発品 を配布し、飲酒運転の 根絶を呼びかけた。
セスナ機広報	9月25日(日) 10:30～11:00	市内上空	市	市内上空から交通安全 広報を実施した。
5-7 は魔の時間 交通安全 キャンペーン	9月26日(月) 16:00～17:00	ピアゴ東刈谷店	地域交通安全活動推進委員、 刈谷警察署、市	夕暮れ時で交通事故が 多発する17時から19 時における、早めのライト 点灯や反射材の着用 を呼びかけた。
一日警察官に よる交通安全 キャンペーン	9月27日(火) 9:30～12:00	刈谷ハイウェイ オアシス	株式会社アイシン、 刈谷警察署、市	実業団で活躍する選手 の協力により交通事故 防止を呼びかけた。
県内一斉 交通大監視	9月27日(火) 16:30～17:30	市内主要 交差点等	市内企業、地域住民、 関係団体、刈谷警察署、 市	県内一斉の街頭啓発 活動により、ドライバー 等に安全運転の励行を 呼びかけた。
自転車安全利用 キャンペーン	9月28日(水) 7:30～8:30	刈谷駅南口 駐輪場	刈谷警察署、市	駅駐輪場利用者に啓 発品を配布し、自転車 の安全利用を呼びかけ た。
歩行者保護 キャンペーン	9月29日(木) 10:00～11:00	イオンタウン 刈谷	地域交通安全活動推進委員、 刈谷警察署、市	施設利用者に対して啓 発品を配布し、歩行者 保護の徹底を呼びかけ た。



## 活動の様子

飲酒運転根絶キャンペーン



5~7 は魔の時間キャンペーン



一日警察官による交通安全キャンペーン



県内一斉交通大監視



歩行者保護キャンペーン



## 年末の交通安全市民運動（12/1～12/10）

活動(行事)名	日時	場所	主催、協力団体等	内容
ラジオ啓発	12月1日(木) 12:00～12:15	刈谷市役所 (電話出演)	株式会社エフエムキャッチ、 愛知県交通安全協会刈谷支部、 市	ラジオ放送を通して、交通安全運動の周知と交通事故防止を呼びかけた。
歩行者保護 キャンペーン	12月2日(金) 10:00～11:00	刈谷豊田総合 病院	刈谷警察署、市	来院者に対して啓発品を配布し、歩行者保護の徹底や横断歩道の利用促進を呼びかけた。
セスナ機広報	12月3日(土) 10:30～11:00	市内上空	市	市内上空から交通安全広報を実施した。
自転車安全利用 キャンペーン	12月5日(月) 15:30～16:00	刈谷駅南口 駐輪場	地域交通安全活動推進委員、 刈谷警察署、市	駅駐輪場利用者に啓発品を配布し、自転車の安全利用を呼びかけた。
県内一斉 交通大監視	12月6日(火) 7:30～8:30	市内主要 交差点等	市内企業、地域住民、 関係団体、刈谷警察署、 市	県内一斉の街頭啓発活動を通して、ドライバー等に安全運転の励行を呼びかけた。
高齢者交通安全 川柳表彰式	12月7日(水) 10:00～11:00	アピタ刈谷店	角文株式会社、 愛知県交通安全協会刈谷支部、 刈谷警察署、市	市内いきいきクラブ会員から募集した交通安全川柳の優秀作品を表彰した。また、受賞者が施設利用者へ啓発品を配布し、高齢者の交通事故防止を呼びかけた。
交通事故 封じ「米」作戦	12月8日(木) 10:00～11:00	小垣江町北沢 交差点付近	JA あいち中央、 愛知県交通安全協会刈谷支部、 刈谷警察署、市	停車中のドライバーに洒落で銘打ったJA提供の米を配布し、交通事故防止を呼びかけた。
5-7は魔の時間 交通安全 キャンペーン	12月9日(金) 15:00～16:00	刈谷ハイウェイ オアシス	刈谷警察署、市	夕暮れ時で交通事故が多発する17時から19時における、早めのライト点灯や反射材の着用を呼びかけた。

## 活動の様子

### 歩行者保護キャンペーン



### 県内一斉交通大監視



### 高齢者交通安全川柳表彰式



### 交通事故封じ「米」作戦



### 5～7は魔の時間交通安全キャンペーン



その他交通安全啓発（運動期間外）

活動(行事)名	日時	場所	主催、協力団体等	内容
高齢歩行者 交通事故抑止 対策強化旬間 県内一斉啓発	1月11日(火) 16:00～17:00	東刈谷駅南 交差点付近	刈谷警察署、市	立哨活動を通して、ドライバーに歩行者保護を呼びかけた。
愛知県交通安全 県民大会  主催 ・愛知県 ・愛知県交通安全 推進協議会	1月19日(水) 13:30～14:15	愛知県芸術劇場	[市内の受賞者] 【民間街頭活動協力者】 伊熊 勝彦 様 芝田 康博 様 近藤 雅憲 様 塚本 清彦 様 保田 猪三郎 様 野村 貞行 様	交通安全活動に特にご尽力された民間街頭活動者、交通安全功労団体等に対して感謝状(表彰状)を授与した。
ホワイトデー交通安 全キャンペーン	3月14日(月) 15:00～16:00	刈谷ハイウェイ オアシス	愛知県交通安全協会刈谷支部、 刈谷警察署、市	刈谷警察署長から一日警察署長に委嘱された 笛木良彦氏(和太鼓奏 者)が、来場者に啓発 品を配布し、交通事故 防止を呼びかけた。
一日警察署長に よる交通安全 キャンペーン	5月21日(土) 10:00～12:00	刈谷ハイウェイ オアシス	愛知県交通安全協会刈谷支部、 刈谷警察署、市	刈谷警察署長から一日警察署長に委嘱された 神野大地氏(陸上選 手)が、来場者に啓発 品を配布し、交通事故 防止を呼びかけた。
第56回交通安全 子ども自転車 愛知県大会	7月21日(木) 8:30～14:00	名古屋市 国際展示場	富士松北小学校 愛知県交通安全協会刈谷支部、 刈谷警察署、市	県内16チーム64人中 刈谷市代表 富士松北小学校 【団体の部】第4位入賞 【個人の部】1名入賞
刈谷わんさか祭り	8月20日(土) 11:00～16:00	総合運動公園	愛知県交通安全協会刈谷支部、 刈谷警察署、市	反射材の配布や自転車 用ヘルメットの展示等 を行い、交通事故防止 を呼びかけた。
交通少年団 集合訓練	8月23日(火) 10:00～15:00	豊田スタジアム	市内交通少年団、 愛知県交通安全協会刈谷支部、 刈谷警察署、市	訓練を通じて、交通安 全に対する意識の大切 さを指導した。
交通安全作品展	10月4日(火) ～ 10月10日(月)	刈谷ハイウェイ オアシス	市内小中学生 ・入選者 120人 (ポスター45人、書道75人) ・応募総数 10,349作品	市内小中学生から応募 された作品のうち、優 秀作品を展示し、交通 安全意識高揚を図った。
刈谷市福祉・健康 フェスティバル 2022	10月16日(日) 10:00～15:00	刈谷市総合 文化センター	刈谷警察署、市	反射材の配布や自転車 用ヘルメットの展示等 を行い、交通事故防止 を呼びかけた。
第18回交通安全 高齢者自転車 愛知県大会	11月17日(木) 10:00～14:25	名古屋市 国際展示場	愛知県交通安全協会刈谷支部、 小山和楽会、 刈谷警察署、市	32チーム128人の選 手が模擬道路を走行し 、自転車の正しい安全 な乗り方を競った。
チャイルドシート着 用モデル幼児園に よる交通安全キャ ンペーン	11月3日(木) 10:00～11:10	刈谷ハイウェイ オアシス	小垣江幼児園、 愛知県交通安全協会刈谷支部、 刈谷警察署、市	園児による啓発活動 を通して、来場者に対 して交通事故防止を呼 びかけた。

## 活動の様子

ホワイトデー交通安全キャンペーン



第 56 回交通安全子ども自転車愛知県大会



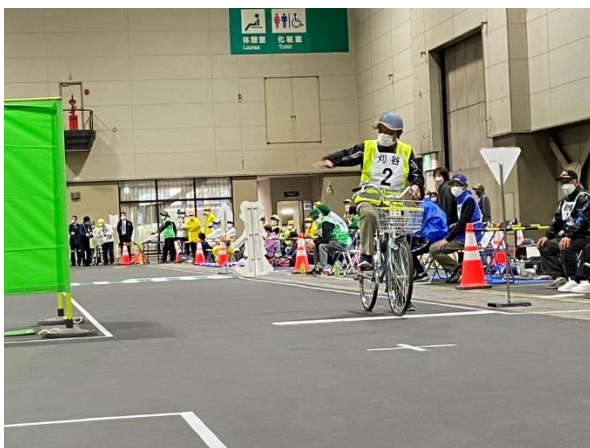
交通少年団集合訓練



刈谷わんさか祭り



第 18 回交通安全高齢者自転車愛知県大会



チャイルドシート着用モデル幼稚園による交通安全キャンペーン



## 交通安全教室

教室名	日 時	対象者	主催、協力団体等	内 容
就学児 交通安全教室	1月12日(水) ～ 3月14日(月)	市内幼稚園、 保育園5歳児	市	通学路の安全な登下校方法を写真やパネルシアター等で楽しみながら習得させた。また、自転車の乗り方や雨天時における横断方法等を指導した。
自転車安全運転講習会	3月17日(木) 13:30～15:30	シルバー人材センター会員	刈谷警察署、市	会員に講習を行い、自転車の正しいルールや技術について指導した。
自転車の安全な乗り方教室	4月27日(水) ～ 6月9日(木)	市内小学校 2年生、4年生	市	自転車のルール、マナーを学び、模擬道路を使い、安全な乗り方を指導した。
安全な歩き方教室	5月2日(月) ～ 6月10日(金)	市内小学校 1年生	市	基本的な交通ルールを学び、道路の安全な歩き方を指導した。
年長組 交通安全教室	6月13日(月) ～ 7月15日(金)	市内幼稚園、 保育園5歳児	市	パネルシアターや交通安全腹話術を楽しみながら、信号の見方や道路の安全な横断方法等を指導した。
交通安全講習会	6月27日(月) 9:15～10:00	市内保育園 保育支援者	刈谷警察署、市	保育支援者に、園外活動時における園児の見守りの注意点等を指導した。
すこやかサロン 交通安全講話	7月11日(金) 14:00～15:30	デイサービス利用者	デイサービスセンター すこやかのと、 市	パネルシアター等による交通安全講話を行い、高齢者の交通事故防止について指導した。
年中組 交通安全教室	10月3日(月) ～ 11月28日(月)	市内幼稚園、 保育園4歳児	市	パネルシアターや交通安全腹話術を楽しみながら、保護者と手をつなぐ大切さ、横断の方法等を指導した。

## 活動の様子

就学時交通安全教室



自転車の安全な乗り方教室



安全な歩き方教室



交通安全講習会



すこやかサロン交通安全講話



年中組交通安全教室



### 3 道路交通環境の整備

(第11次刈谷市交通安全計画第2章第1節に基づき記載)

基本施策	令和4年実績
1 生活道路等における人優先の安心・安全な歩行空間の整備	
(1) 生活道路における交通安全対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○安心して移動できる歩行空間の整備、歩行者や自転車の通行を優先するゾーンを形成するゾーン対策、エリア内への通過車両の抑制対策の実施</li> <li>○見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備</li> <li>○ビッグデータを活用した効果的・効率的な交通安全対策の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歩道の新設               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市道01-4号線(西境町他) 400m</li> <li>・市道02-5号線(一里山町) 70m</li> <li>・市道02-31号線(半城土町) 420m</li> </ul> </li> <li>○交差点改良               <ul style="list-style-type: none"> <li>・刈谷スマートIC関連 3箇所 (本郷北、神田東、松ヶ枝)</li> <li>・依佐美工業団地関連 2箇所 (庚申塚、半城土大組)</li> </ul> </li> <li>○道路案内標識の設置               <ul style="list-style-type: none"> <li>・刈谷スマートIC関連 20基</li> </ul> </li> <li>○刈谷市yuriCargoプロジェクト 危険箇所対策の実施(東境町丸山)</li> </ul>
(2) 通学路等における交通安全の確保	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○「刈谷市通学路交通安全プログラム」に基づく定期的な合同点検の実施、関係機関が連携したハード・ソフト両面における対策の推進</li> <li>○通学児童等の通行の安全を確保するため、物理的デバイスの設置等の交通安全対策の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通学路の合同点検を実施し、105件の危険箇所対策を決定</li> <li>○スクールガードリーダーを北部、中部、南部に各1人配置</li> <li>○交通安全対策の実施 ※通学路の対策含む。( )は新設箇所               <ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーン塗装 6箇所(5箇所)</li> <li>・交差点カラー塗装 13箇所(13箇所)</li> <li>・防護柵設置 1箇所</li> <li>・カーブミラー設置 15基</li> <li>・道路安全灯設置 33基</li> </ul> </li> </ul>
(3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心とした安全で快適な歩行空間の確保</li> <li>○刈谷市バリアフリー基本構想に基づく重点整備地区に定められた刈谷駅周辺地区における駅のバリアフリー化の推進</li> <li>○駅、公共施設、福祉施設、病院等が相互につながる歩道等の段差の解消などのバリアフリー化による、誰もが歩きやすい歩行空間の整備の推進</li> <li>○公共施設連絡バス「かりまる」を活用した移動等の円滑化の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歩道のバリアフリー化 ※基本構想選定路線               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市道01-36号線(住吉町他) 127m</li> </ul> </li> <li>○JR東海を事業主体としたJR刈谷駅総合改善事業を実施</li> <li>○地域公共交通計画策定の検討</li> </ul>
2 幹線道路における交通安全対策の推進	
(1) 事故危険箇所対策等の推進	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○事故の発生割合の大きい幹線道路の区間等を事故危険箇所に指定し、集中的な事故抑止対策の実施</li> <li>○事故危険箇所において、信号機の新設・改良、交差点改良等の交通安全対策を推進</li> <li>○カラー舗装や路面標示、1.5車右折帯や交差点のコンパクト化など、広範囲かつ機動的な危険箇所対策の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○刈谷市yuriCargoプロジェクト 危険箇所対策の実施(東境町丸山)</li> </ul>
(2) 重大事故の再発防止	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会的影響の大きい重大事故が発生した場合、速やかな事故要因の調査と、同様の事故の再発防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死亡事故発生箇所付近での啓発活動の実施</li> </ul>



基本施策	令和4年実績
<b>(3) 道路の改築等による交通事故対策の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○既存道路の拡幅、生活道路エリア内への通過車両の抑制対策、自転車道や自転車専用通行帯を設ける道路の計画・整備等、交通安全に寄与する道路改良事業の推進</li> <li>○交差点のコンパクト化、右折車線の整備等の推進</li> <li>○交通量や通行の状況に即した、歩道、自転車道、自転車専用通行帯等の整備の促進</li> <li>○交通混雑が著しい都市部や駅周辺等において、地区周辺の幹線道路、ペDESTリアンデッキ、交通広場等の総合的な整備の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和4年度末自転車活用推進計画の策定に向け、計画の検討、パブリックコメント実施</li> <li>○既存道路の一部拡幅(歩道設置)</li> <li>○通過車両の抑制対策 (スマートIC下り進入路・生活道路の分離化、松ヶ枝交差点信号撤去など)</li> <li>・市道01-41号線(東境町) 675m</li> <li>○右折車線の新設</li> <li>・市道01-4号線(西境町他) 2箇所 (岡崎豊明線：本郷北交差点北側) (名古屋岡崎線：新設交差点南側)</li> <li>・市道01-41号線(東境町) 2箇所 (名古屋岡崎線：スマート上り交差点)</li> <li>・市道02-5号線(一里山町) 2箇所 (宮上知立線：新設交差点)</li> <li>・市道02-31号線(半城土町) 2箇所 (半城土広小路線：庚申塚交差点)</li> </ul>

<b>3 交通安全施設等整備事業の推進</b>	
<b>(1) 交通安全施設等の維持管理</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設の長寿命化等によるライフサイクルコスト削減の推進</li> <li>○横断歩道の道路標識・道路標示の効率的かつ適切な管理の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路安全灯156基を点検し、必要と認められた25基を修繕</li> </ul>
<b>(2) 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○面的かつ総合的な交通事故対策の推進</li> <li>○歩行空間のバリアフリー化及び通学路等における安心・安全な歩行空間の確保</li> <li>○自転車利用環境の整備</li> <li>○無電柱化の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歩道の新設</li> <li>・市道01-4号線(西境町他) 400m</li> <li>・市道02-5号線(一里山町) 70m</li> <li>・市道02-31号線(半城土町) 420m</li> <li>○歩道のバリアフリー化</li> <li>※基本構想選定路線</li> <li>・市道01-36号線(住吉町他) 127m</li> <li>○無電柱化の推進</li> <li>※無電柱化推進候補道路</li> <li>・市道01-36号線(住吉町他) 127m</li> <li>・市道2-485号線(銀座他) 67m</li> </ul>
<b>(3) 高齢者等の移動手手段の確保・充実</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の実情に応じた公共交通等による移動支援体制の構築</li> <li>○新たなモビリティ技術の普及促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域公共交通計画策定検討</li> </ul>

<b>4 自転車利用環境の総合的整備</b>	
<b>(1) 安全で快適な自転車利用環境の整備</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○自転車利用の促進</li> <li>○自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路等の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内の道路状況等の情報や探索コースを掲載した「かりや自転車マップ Second Series」をホームページへ掲載</li> <li>○令和4年度末自転車活用推進計画の策定に向け、計画の検討、パブリックコメント実施</li> </ul>

基本施策	令和4年実績
(2) 自転車等の駐車対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○自転車駐車場の計画的な整備</li> <li>○放置自転車等の整理・撤去等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和4年度末自転車活用推進計画の策定に向け、計画の検討、パブリックコメント実施</li> <li>○自転車駐車場の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・刈谷駅北口第2(桜町) 500台</li> </ul> </li> <li>○放置自転車等の撤去769台</li> </ul>

5 災害に備えた道路交通環境の整備	
(1) 災害に備えた道路の整備	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○橋梁の耐震化や無電柱化等による災害に強い交通環境の整備を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近隣自治体等の関係機関との連絡体制の確認</li> <li>○無電柱化の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>※無電柱化推進候補道路</li> <li>・市道01-36号線(住吉町他) 127m</li> <li>・市道2-485号線(銀座他) 67m</li> </ul> </li> </ul>
(2) 災害発生時における交通規制	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限する交通規制の実施</li> <li>○被災地域への車両の流入抑制等の交通規制等を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警察等の関係機関との連携体制の確認</li> </ul>

6 総合的な駐車対策の推進	
(1) 駐車場等の整備	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○駐車施設の整備の促進</li> <li>○パークアンドバスライド等の普及の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和4年度末自転車活用推進計画の策定に向け、計画の検討、パブリックコメント実施</li> </ul>
(2) 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚に向けた広報啓発活動の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○希望する地区等へ迷惑駐車禁止のチラシを配布</li> </ul>

7 道路の使用及び占用の適正化等	
(1) 道路の使用及び占用の適正化	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路使用及び占用の適正な運用の実施</li> <li>○適正な維持管理についての指導を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○占有者に対して適切な指導を行い、占有物件等の維持管理の適正化を図った</li> </ul>
(2) 不法占有物件の排除等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○不法占有物件等の実態把握、管理権に基づく措置及び警察の指導取締りの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関と連携し、不法占有物件に対して適切な措置・指導を行った</li> </ul>
(3) 道路の掘り返しの規制等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○刈谷市道路占有協議会における合理的な調整の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路占有協議会を開催し、占有者間における工事施工時期、施工方法の調整を図った</li> </ul>

## 議題3 令和5年事業計画（案）

### 1 趣旨

一瞬にして人命を奪い、人々の平和な暮らしを脅かす交通事故をなくすことは、市民の切なる願いです。しかし、多くの人々の懸命な取組にもかかわらず、なお依然として多数の交通事故が発生しています。

交通事故をなくすためには、私たち一人ひとりが、人命の尊重を最優先にして、交通安全の確保に向けた取組を一層進めることが必要で、交通社会の主体である市民及び事業者の積極的な取組なくして真の交通安全は実現できません。

そこで、本推進協議会に集結している各団体、学校及び事業所等が一体となり、県、その他関係諸機関との連携及び協力を得て、各季の交通安全運動を通じて、市民一人ひとりが、人命尊重の理念のもとに、子どもや高齢者に対する思いやり運転の励行と交通ルールの遵守や交通モラルの向上に努めるとともに、交通安全施設の整備を促進することにより、交通事故のない安全で快適な生活の実現を目指します。

また、それぞれの取組みの実施にあたり、スローガンを次のとおりとします。

#### (1) スローガン

**ストップ・ザ・交通事故 ～高めようモラル 守ろうルール～**

#### (2) サブスローガン

**実践しよう 交通安全スリーS（エス）運動**



Stop Slow Smart  
交通安全スリーS運動

## 2 基本方針

次の内容を推進して人身事故の減少を図ります。

### (1) 交通安全運動及び広報活動

下記の重点に沿った交通安全運動及び広報活動を実施します。

- ①子どもと高齢者の交通事故防止
- ②歩行者・自転車の交通事故防止
- ③交通ルールと運転モラルの遵守
- ④悪質・危険な運転の根絶
- ⑤後部座席を含むシートベルト全席着用の徹底

### (2) 交通安全教育

子どもと高齢者の交通事故防止に重点をおき、各年代の特性に合わせて計画的、継続的な交通安全教育を実施します。

### (3) 道路交通環境の整備

交通事故防止を図るため、警察や道路管理者等の関係機関と連携して、道路交通環境の整備を推進します。

### 3 取組内容

#### (1) 家庭

- ① 日常の生活の中で、安全な道路の通行方法、安全な自転車の乗り方、交通ルールやマナーの大切さについて十分に話し合い、交通安全意識を高めます。
- ② 横断時に、ドライバーへ横断する意思と感謝を示す「ハンド・アップ運動」を実践します。
- ③ 夕暮れ時や夜間、早朝の外出には、明るい目立つ色の衣服や反射材用品を着用します。
- ④ 自転車乗用時にはヘルメットを着用し、自転車損害賠償責任保険等に加入します。
- ⑤ 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートを正しく着用します。
- ⑥ 「飲酒運転四（し）ない運動」と「ハンドルキーパー運動」を実践します。

#### (2) 地域

- ① 通学路等の幼児・児童の安全な通行や生活道路等における歩行者・自転車の安全な通行を確保する取組の推進、横断歩道の利用促進を図ります。
- ② 通学路等の見守りなどの自主的なボランティア活動を推進します。
- ③ 反射材用品の普及や後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を促進するキャンペーンを展開します。
- ④ 「飲酒運転四（し）ない運動」と「ハンドルキーパー運動」を推進し、飲酒運転根絶の気運を高めます。

#### (3) 職場・学校等

- ① 交通ルールやマナーの遵守を促進します。
- ② シートベルト着用の重要性を理解させ、後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を促進します。
- ③ 歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用方法について、参加・体験・実践型の交通安全教室を開催するなど、交通安全教育を推進します。
- ④ 自転車乗車時にはヘルメットを着用し、自転車損害賠償責任保険等に加入します。
- ⑤ 交通指導員や交通ボランティアと緊密に連携し交通安全活動を推進します。
- ⑥ P T Aや関係機関と連携して、通学路の点検を定期的実施します。
- ⑦ 「飲酒運転四（し）ない運動」と「ハンドルキーパー運動」を推進し、飲酒運転根絶の気運を高めます。

#### (4) 運転者

- ① 子どもと高齢者の行動特性を理解し、横断歩行者の保護を始め、安全運転を徹底します。
- ② ライト・オン運動（夕暮れ時の前照灯早め点灯運動）の実践とともに、対向車や先行車がない場合は、ハイビームの活用を推進します。

- ③後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの着用を確認してから出発します。
- ④「飲酒運転四（し）ない運動」と、「ハンドルキーパー運動」を実践します。
- ⑤「ながらスマホ」・「妨害運転」は絶対にしません。

#### 4 交通安全活動の進め方

- (1) 啓発活動は、愛知県及び愛知県交通安全推進協議会が作成した県民運動実施要綱に準拠し、県内規模で展開される取組に基づき、その効果的な推進が図られるよう進めます。
- (2) 各実施機関・団体は、組織全体への運動の浸透を図りながら、それぞれの実情に即した運動を進めます。
- (3) 市・刈谷警察署・市教育委員会は、相互に協力して具体的な計画を立案し、各季の運動等の周知徹底と重点施策の推進を図ります。

#### 5 推進する交通安全活動

##### (1) 各季の交通安全運動

交通安全運動期間には、各運動の実施要綱に基づき効果的な活動を実施します。具体的な方針は、国・県の方針、市内の交通事故情勢等を踏まえて決定します。

春の全国交通安全運動	5月11日（木）～5月20日（土） [県内一斉大監視 5月16日（火）]
夏の交通安全市民運動	7月11日（火）～7月20日（木） [県内一斉大監視 7月14日（金）]
秋の全国交通安全運動	9月21日（木）～9月30日（土） [県内一斉大監視 9月26日（火）]
年末の交通安全市民運動	12月1日（金）～12月10日（日） [県内一斉大監視 12月6日（水）]

##### (2) 交通事故死ゼロの日

###### ①趣 旨

県内一斉活動として市民参加による街頭監視活動等を展開し、社会全体で交通死亡事故の防止に特に努める日です。

###### ②実施日

毎月10日、20日、30日

###### ③実施内容

###### a 重点的な取組の推進

- ・10日：子どもを交通事故から守る日、横断歩道の日
- ・20日：自転車・二輪車安全利用の日
- ・30日：高齢者を交通事故から守る日

- b 街頭活動の強化
  - ・歩行者、自転車利用者の保護誘導や自転車利用者に対する安全な乗り方の指導を行う。
  - ・通学（園）路、生活道路、交差点等の事故多発場所の安全点検活動等を行う。
  - ・後部座席を含む全ての座席でシートベルト、チャイルドシートの正しい着用の徹底を呼び掛ける
- c 交通安全教育の推進
  - ・子どもや高齢者のほか、自転車利用者に対する交通安全教室を開催する。
  - ・交通安全講話等の開催や、交通安全教育用DVDの貸出を行う。
- d 広報活動の強化
  - ・広報紙、ホームページ、ラジオ、広報車の巡回等による広報を行う。

### （３）高齢者を交通事故から守る日・週間

#### ①趣 旨

交通事故死者数の半数近くを占める高齢者の事故を防止するため、高齢者とその周囲の者の交通安全意識を高めるとともに、運転者の高齢者に対する思いやり意識の浸透を図ります。また、交通事故の低減に効果的な安全運転サポート車の利用や、運転免許証の自主返納を促進するための啓発活動を集中的に実施します。

#### ②実施日

- a 毎月30日（2月は末日）
- b 高齢者交通安全週間【9月14日（木）～9月20日（水）】

#### ③実施内容

- a 街頭活動の強化
  - ・街頭におけるキャンペーン等での啓発活動等を行い、生活道路対策である「ゾーン30」の周知や、高齢歩行者や自転車利用者に対する安全行動の呼び掛け等を行う。
  - ・運転免許証の自主返納制度、安全運転サポート車、サポートカー限定免許制度について、広報啓発に努める。
- b 交通安全教育の推進
  - ・高齢者に対する交通安全教室等を通じて、明るい服装の着用と反射材用品の活用及び普及を図る。
  - ・交通安全講話等の開催や、交通安全教育用DVDの貸出を行う。
- c 広報活動の強化
  - ・広報紙、ホームページ、ラジオ等による広報を行う。

### （４）自転車・二輪車の安全利用

#### ①趣 旨

自転車・二輪車の交通事故の特徴や、交通ルール遵守の必要性を市民に呼び掛け、自転車・二輪車の安全利用について理解を深めます。

## ②実施日

- a 自転車・二輪車安全利用の日 毎月20日
- b 自転車・二輪車安全利用月間 5月
- c バイクの日 8月19日(土)

## ③実施内容

- a 街頭活動の強化
  - ・自転車、二輪車の安全な乗り方の指導を行う。
  - ・事故多発場所の安全点検活動等を行う。
- b 交通安全教育、啓発事業の推進
  - ・「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知と遵守を図る。
  - ・参加、体験、実践型の交通安全教室を開催する。
  - ・自転車安全利用五則を基本として、安全運転意識の向上を図る。

### 《自転車安全利用五則》

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

- ・見通しがきかない交差点では、車両には徐行義務があることや、一時停止標識が設置された交差点では、自転車にも一時停止義務があることを周知する。
- ・自転車乗用時はヘルメットを着用するように呼び掛ける。(努力義務)
- ・自転車利用者も加害者になり得ることを認識させ、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進する。(義務)
- ・点検整備の促進を図る。
- ・二輪車事故被害の軽減のために、乗車用ヘルメットのあごひもをしっかり締めるとともに、二輪車用プロテクター等を着用するように呼び掛ける。
- ・交通安全教育用DVDの貸出を行う。
- c 広報活動の強化
  - ・広報紙、ホームページ、ラジオ等による広報を行う。

## (5) 交通安全スリーS運動

### ①趣 旨

交通死亡事故のうち、半数以上が交差点内または交差点付近で発生し、道路横断中の事故が多数発生しています。

「交通安全スリーS運動」は、交通事故を防止するための基本的な運転行動を表した「ストップ (Stop)」「スロー (Slow)」「スマート (Smart)」のキーワードの3つの頭文字を取り、ドライバー等に安全な行動の定着化を図ることを目的として実施します。

a **S t o p** (ストップ)

- ・赤信号は確実にストップ、一時停止場所では自転車もストップ
- ・横断歩道や交差点では歩行者優先
- ・飲酒運転の根絶

b **S l o w** (スロー)

- ・子どもや高齢者を見かけたらスローな運転
- ・見通しが悪い交差点では徐行

c **S m a r t** (スマート)

- ・全ての人に対して思いやりをもった運転と、運転中はスマートフォン等を絶対使用しないスマートな運転
- ・シートベルトの全席着用の徹底
- ・急発進や急制動をしない、落ち着いたアクセルの踏み込みなど、環境に配慮したスマートな運転



Stop Slow Smart  
交通安全スリーS運動

「交通安全スリーS運動」  
シンボルマーク

②実施内容

a 街頭活動の強化

- ・地域を挙げた街頭啓発活動を積極的に実施する
- ・地域住民に交通安全情報を積極的に提供する。

b 交通安全教育の推進

- ・交通事故の発生状況に応じた交通安全教室を積極的に開催する。
- ・交通安全講話等の開催や、交通安全教育用DVDの貸出を行う。

c 広報活動の強化

- ・広報紙、ホームページ、ラジオ等による広報を行う。

(6) ライト・オン運動 (夕暮れ時の前照灯早め点灯運動)

①趣 旨

薄暗くなる夕暮れ時は、視認性が低下し、人や車の動きが見えにくくなる上、下校、退勤等により人や車の交通量が増える時間帯と重なることから、交通事故が多発する傾向があります。

「ライト・オン運動」は、運転者の視認性の向上を図るとともに、歩行者・自転車利用者や対向車に自車の存在をいち早く知らせるために、早めのライト点灯を推進します。また、歩行者・自転車利用者には反射材用品の普及と自発的な活用の促進を図ります。

②実施内容

a 街頭活動の強化

- ・歩行者、自転車利用者の注意喚起と運転者等に対する指導を行う。
- ・サイン板等を利用して啓発活動を行う。

b 交通安全教育の推進

- ・夕暮れ時の事故の実態を踏まえた交通安全教育を実施する。
- ・交通安全講話等を開催する。



「ライト・オン運動」  
シンボルマーク



- c 広報活動の強化
- ・広報紙、ホームページ、ラジオ等による広報を行う。
- d 点灯時間の目安（日没時刻の概ね1時間前）

1月	2月	3月	4月	5月	6月
16:00	16:30	17:00	17:30	18:00	18:00
7月	8月	9月	10月	11月	12月
18:00	17:30	17:00	16:30	16:00	16:00

※雨天、曇天の視界不良時は昼間でも点灯

## （7）歩行者保護運動

### ①趣 旨

県内では、道路横断中に歩行者が死傷する交通事故が多発しています。

歩行者保護運動は、横断歩道における歩行者に対する保護意識の醸成を図る取組を一層強化し、ドライバーには横断歩道等における歩行者等の優先を、歩行者には横断歩道の利用促進とドライバーに渡る意思と感謝を示す「ハンド・アップ運動」を推進します。

### ②実施日

- a 子どもを交通事故から守る日 毎月10日
- b 横断歩道の日 毎月10日



「ハンド・アップ運動」  
シンボルマーク

### ③実施内容

- a 子どもを交通事故から守る日
- ・学校関係者、警察及び地域住民と連携し、登下校時の見守り活動を推進する。
  - ・通学路における交通指導取締り活動を行う。
- b 横断歩道の日
- ・横断歩行者の保護を呼び掛けるキャンペーンの開催やスーパー等の大型商業施設における広報啓発の実施、交差点や横断歩道付近等でサイン板等により走行車両に対し、歩行者保護を呼び掛ける。
  - ・ダイヤモンドの周知と、横断歩道における歩行者等優先の遵守を図る。
  - ・各事業所では、通勤時や業務中等の横断歩行者保護について指導を行う。
  - ・警察署では、交通指導取締りの強化や、横断歩道等の点検整備を実施する。
- c ハンド・アップ運動
- 歩行者が横断時に、ドライバーと意思疎通を図る横断方法を提唱するものです。

- ・歩行者は、左右の安全確認をし、手を挙げるなどドライバーに横断する意思を明確に伝えてから横断する。特に子どもは、横断中もドライバーから目立つように手を挙げて横断する。
- ・歩行者は、車が止まっても左右の安全確認をしてから渡り、横断途中も他の車が来ていないか注意する。
- ・歩行者は、停止したドライバーに会釈するなど感謝を伝える。
- ・ドライバーは道路上のダイヤモンドを見たら、横断者が横断歩道付近にいる場合はその手前で安全に停止できるよう、速度を落として走行する。
- ・ドライバーは、横断中または横断しようとしている歩行者、自転車を見掛けたら、必ず横断歩道等の手前で止まる。

- d 街頭活動の強化
  - ・通学路や子どもが日常的に集団で移動する経路等での見守り活動等を行う。
  - ・街頭におけるキャンペーン等での啓発活動等を行い、生活道路対策「ゾーン30」の周知や、子どもを始めとする歩行者へ安全行動の呼び掛け等を行う。
  - ・歩きスマホの危険性の周知や、「ハンド・アップ運動」の周知と実践に努める。
- e 交通安全教育・啓発事業の推進
  - ・交通安全教室等を通じて、歩行中の安全な通行について指導を行う。
  - ・明るい色の服装の着用、反射材用品の視認効果の周知及び活用を呼び掛ける。
  - ・交通安全教育用DVDの貸出を行う。
- f 広報活動の強化
  - ・広報紙、ホームページ、ラジオ、広報車の巡回等による広報を行う。

## (8)「カチッと100！」シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動

### ①趣 旨

シートベルト・チャイルドシートの交通安全上の有効性については実証されています。未だ着用率の低い後部座席のシートベルトの着用及びチャイルドシートの正しい着用を徹底し、全席着用率100%を目指すため展開します。

### ②実施日

- a 県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所 2月17日(金)
- b 「カチッと100！」シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間
 

2月11日(土)～	2月20日(月)
6月11日(日)～	6月20日(火)
11月11日(土)～	11月20日(月)

### ③実施内容

- a 「県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所」
  - ・参加者 市職員、警察署員、交通安全推進団体等
  - ・時 間 午前8時から正午のうちの1時間
  - ・実施内容
 

信号停止中等の自動車から無作為に抽出し、運転手、助手席及び後部座席の同乗者のシートベルト・チャイルドシートの着用実態を把握する。
- b 街頭活動の強化
  - ・着用率の低い後部座席のシートベルト着用促進を図る。
  - ・交差点等で、サイン板等により走行車両に対して着用の徹底を呼び掛ける。
  - ・シートベルト非着用、チャイルドシート不使用に対し交通指導取締りを行う。
- c 交通安全教育・啓発事業の推進
  - ・交通安全キャンペーン等を開催し、着用率の低い後部座席のシートベルト着用促進を図る。
  - ・各種団体、各事業所では、研修会等を開催し、車利用者の着用指導を行う。
- d 広報活動の強化
  - ・広報紙、ホームページ、ラジオ、広報車の巡回等による広報を行う。

## (9) 飲酒運転の根絶

### ①趣 旨

県内では、依然として飲酒運転に起因する重大な交通事故が後を絶たない実態であることから、飲酒運転が引き起こす結果の重大性、悲惨さ等を市民意識に浸透させ、その根絶を図るために各種の取組を実施します。

### ②実施日

a 飲酒運転根絶の日 毎月第4金曜日

b 飲酒運転根絶強調月間 1 2月

### ③実施内容

#### a 「飲酒運転四（し）ない運動」の推進

##### 《飲酒運転四（し）ない運動》

1. 運転するなら酒を飲まない。
2. 酒を飲んだら運転しない。
3. 運転する人に酒をすすめない。
4. 酒を飲んだ人に運転させない。



「ハンドルキーパー運動」  
ロゴマーク

#### b 「ハンドルキーパー運動」の推進

##### 《ハンドルキーパー運動》

自動車仲間や知人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届ける運動です。

#### c 街頭活動の強化

- ・交差点等で、サイン板等により走行車両に対して飲酒運転根絶を呼び掛ける。
- ・飲酒運転、酒気帯び運転に対する厳正な交通指導取締りを行う。

#### d 交通安全教育・啓発事業の推進等

- ・啓発キャンペーン等を開催し、飲酒運転のもたらす危険性や悪質性を訴える。
- ・家庭において飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さについて話し合う。
- ・酒類販売業者や飲食店等と協力し、車を運転する人には絶対に酒類を提供しないよう徹底を図る。
- ・職場内で飲酒運転根絶に関するポスター等を掲示し、飲酒運転根絶の機運を盛り上げる。
- ・職場では事業主や安全運転管理者等が中心となって、飲酒運転を助長することのない職場環境を作り上げる。
- ・事業所等が業務で車両を運転する運転前後における酒気帯び確認の徹底及びアルコール検知器の使用を促進する。

#### e 広報活動の強化

- ・広報紙、ホームページ、ラジオ、広報車の巡回等による広報を行う。

## (10) 「ながらスマホ」の根絶

### ①趣 旨

「ながらスマホ」の危険性を啓発するとともに、事故の重大性、悲惨さ等を市民意識に浸透させ、その根絶を図ります。

### ②実施内容

#### a 街頭活動の強化

- ・交差点等で、サイン板等により走行車両に対し「ながらスマホ」根絶を呼び掛ける。
- ・「ながらスマホ」に対する厳正な交通指導取締りを行う。

#### b 交通安全教育・啓発事業の推進

- ・罰則の周知とともに、危険な運転が引き起こす事故の重大性や、交通事故被害者の声を反映した教育を行う。
- ・自動車、自転車運転者だけでなく、歩行者の「ながらスマホ」の危険性についても周知する。
- ・家庭において「ながらスマホ」の危険性等について話し合う。

#### c 広報活動の強化

- ・広報紙、ホームページ、ラジオ等による広報を行う。

## (11) 「妨害運転」の根絶

### ①趣 旨

「妨害運転」の違法性を啓発するとともに、悪質・危険な運転が引き起こす事故の重大性、悲惨さ等を市民意識に浸透させ、その根絶を図ります。

### ②実施内容

#### a 街頭活動の強化

- ・交差点等で、サイン板等により走行車両へ「妨害運転」根絶を呼び掛ける。
- ・「妨害運転」に対する厳正な交通指導取締りを行う。

#### b 交通安全教育・啓発事業の推進

- ・「妨害運転」の対象となる10類型\*の違反や、罰則等の周知を行う。  
(※通行区分違反、急ブレーキ禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追越し違反、減光等義務違反、警音器使用制限違反、安全運転義務違反、最低速度違反(高速自動車国道)、高速自動車国道等駐停車違反)
- ・自転車も「妨害運転」の対象となることを周知する。
- ・車を運転する際は、周りの車の動きなどに注意し、安全な速度での運転を心掛け、十分な車間距離を保つとともに、無理な進路変更や追越し等は絶対にしないことを周知、徹底する。
- ・妨害運転行為を受けた場合には、人目のある安全な場所に避難して、警察に110番通報をするなどの対処方法についても周知を図る。
- ・ドライブレコーダーの普及促進を促す。

#### c 広報活動の強化

- ・広報紙、ホームページ、ラジオ等による広報を行う。

令和5年交通安全活動等実施計画（案）

月 推進区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
県内規模の事業		シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間 (2/11～2/20)  県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所 (2/17)			春の全国交通安全運動 (5/11～5/20)  自転車・二輪車安全利用月間	シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間 (6/11～6/20)	夏の交通安全県民運動 (7/11～7/20)  交通安全子ども自転車愛知県大会	交通安全少年団集合訓練  バイクの日 (8/19)	秋の全国交通安全運動 (9/21～9/30)  高齢者交通安全週間 (9/14～9/20)	交通安全高齢者自転車愛知県大会	シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間 (11/11～11/20)	年末の交通安全県民運動 (12/1～12/10)  飲酒運転根絶強調月間
	交通安全スリーS運動（ストップ・スロー・スマート）											
交通安全活動		刈谷市交通安全推進協議会			春の全国交通安全運動 (5/11～5/20) ・交通安全オープニングキャンペーン ほか		夏の交通安全市民運動 (7/11～7/20) ・飲酒運転根絶キャンペーン ほか		秋の全国交通安全運動 (9/21～9/30) ・交通安全総決起大会 ほか	交通安全作品展		年末の交通安全市民運動 (12/1～12/10) ・飲酒運転根絶キャンペーン ほか
		高齢者交通事故防止活動										
		歩行者保護運動										
交通安全広報活動					運動期間中の広報活動		運動期間中の広報活動		運動期間中の広報活動			運動期間中の広報活動
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故死ゼロの日（毎月10日・20日・30日）</li> <li>・高齢者を交通事故から守る日（毎月30日 ※2月は末日）</li> <li>・交通死亡事故情報（随時）</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを交通事故から守る日、横断歩道の日（毎月10日）</li> <li>・飲酒運転根絶の日（毎月第4金曜日）</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車・二輪車安全利用の日（毎月20日）</li> <li>・広報紙「市民だより」での広報（年間）</li> </ul>				
交通安全教育		就学児交通安全教室	就学児交通安全教室		1年生歩行・4年生等自転車教室	1年生歩行・4年生等自転車教室	年長組交通安全教室			年中組交通安全教室	年中組交通安全教室	
	年間随時 ・交通指導員街頭指導 ・一般交通安全教室 ・親子交通安全教室 ・高齢者交通安全教室（市民館・憩いの家他） ・いきいきクラブ一日研修会交通安全教室（毎週月曜日ごとに1クラブ実施）（ひまわり）											

## 6 道路交通環境の整備

(第11次刈谷市交通安全計画第2章第1節に基づき記載)

基本施策	令和5年計画
<b>1 生活道路等における人優先の安心・安全な歩行空間の整備</b>	
(1) 生活道路における交通安全対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○安心して移動できる歩行空間の整備、歩行者や自転車の通行を優先するゾーンを形成するゾーン対策、エリア内への通過車両の抑制対策の実施</li> <li>○見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備</li> <li>○ビッグデータを活用した効果的・効率的な交通安全対策の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歩道の新設</li> <li>・市道02-5号線(一里山町) 40m</li> <li>・市道2-485号線(銀座他) 192m</li> <li>・市道2-496号線(銀座) 14m</li> <li>○刈谷市yuriCargoプロジェクト危険箇所対策の実施(原崎町)</li> </ul>
(2) 通学路等における交通安全の確保	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○「刈谷市通学路交通安全プログラム」に基づく定期的な合同点検の実施、関係機関が連携したハード・ソフト両面における対策の推進</li> <li>○通学児童等の通行の安全を確保するため、物理的デバイスの設置等の交通安全対策の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定期的な通学路の合同点検を実施し、危険箇所対策を協議</li> <li>○スクールガードリーダーを北部、中部、南部に各1人配置</li> <li>○要望箇所に対して、通学路交通安全対策協議会にて対策を協議し、必要な交通安全対策を実施</li> </ul>
(3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心とした安全で快適な歩行空間の確保</li> <li>○刈谷市バリアフリー基本構想に基づく重点整備地区に定められた刈谷駅周辺地区における駅のバリアフリー化の推進</li> <li>○駅、公共施設、福祉施設、病院等が相互につながる歩道等の段差の解消などのバリアフリー化による、誰もが歩きやすい歩行空間の整備の推進</li> <li>○公共施設連絡バス「かりまる」を活用した移動等の円滑化の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歩道のバリアフリー化</li> <li>※基本構想選定路線</li> <li>・市道01-36号線(住吉町) 207m</li> <li>○JR東海を事業主体としたJR刈谷駅総合改善事業の実施</li> <li>○地域公共交通計画の策定</li> </ul>
<b>2 幹線道路における交通安全対策の推進</b>	
(1) 事故危険箇所対策等の推進	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○事故の発生割合の大きい幹線道路の区間等を事故危険箇所に指定し、集中的な事故抑止対策の実施</li> <li>○事故危険箇所において、信号機の新設・改良、交差点改良等の交通安全対策を推進</li> <li>○カラー舗装や路面標示、1.5車右折帯や交差点のコンパクト化など、広範囲かつ機動的な危険箇所対策の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○刈谷市yuriCargoプロジェクト危険箇所対策の実施(原崎町)</li> </ul>
(2) 重大事故の再発防止	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会的影響の大きい重大事故が発生した場合、速やかな事故要因の調査と、同様の事故の再発防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区、警察、道路管理者等が連携した再発防止対策の実施</li> <li>○死亡事故発生箇所付近での啓発活動の実施</li> </ul>
(3) 道路の改築等による交通事故対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○既存道路の拡幅、生活道路エリア内への通過車両の抑制対策、自転車道や自転車専用通行帯を設ける道路の計画・整備等、交通安全に寄与する道路改良事業の推進</li> <li>○交差点のコンパクト化、右折車線の整備等の推進</li> <li>○交通量や通行の状況に即した、歩道、自転車道、自転車専用通行帯等の整備の促進</li> <li>○交通混雑が著しい都市部や駅周辺等において、地区周辺の幹線道路、ペDESTリアンデッキ、交通広場等の総合的な整備の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自転車活用推進計画公表</li> <li>○市道2-191号線他道路予備設計業務の実施</li> </ul>

基本施策	令和5年計画
<b>3 交通安全施設等整備事業の推進</b>	
(1) 交通安全施設等の維持管理	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設の長寿命化等によるライフサイクルコスト削減の推進</li> <li>○横断歩道の道路標識・道路標示の効率的かつ適切な管理の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路安全灯等215基を点検</li> </ul>
(2) 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○面的かつ総合的な交通事故対策の推進</li> <li>○歩行空間のバリアフリー化及び通学路等における安心・安全な歩行空間の確保</li> <li>○自転車利用環境の整備</li> <li>○無電柱化の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歩道の新設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市道02-5号線(一里山町) 40m</li> <li>・市道2-485号線(銀座他) 192m</li> <li>・市道2-496号線(銀座) 14m</li> </ul> </li> <li>○歩道のバリアフリー化 <ul style="list-style-type: none"> <li>※基本構想選定路線</li> <li>・市道01-36号線(住吉町) 207m</li> </ul> </li> <li>○無電柱化の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>※無電柱化推進候補道路</li> <li>・市道01-36号線(住吉町) 207m</li> </ul> </li> </ul>
(3) 高齢者等の移動手手段の確保・充実	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の実情に応じた公共交通等による移動支援体制の構築</li> <li>○新たなモビリティ技術の普及促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域公共交通計画策定</li> </ul>
<b>4 自転車利用環境の総合的整備</b>	
(1) 安全で快適な自転車利用環境の整備	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○自転車利用の促進</li> <li>○自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路等の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内の道路状況等の情報や探索コースを掲載した「かりや自転車マップ Second Series」をホームページへ掲載</li> <li>○自転車活用推進計画公表</li> <li>○市道2-191号線他道路予備設計業務の実施</li> </ul>
(2) 自転車等の駐車対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○自転車駐車場の計画的な整備</li> <li>○放置自転車等の整理・撤去等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自転車活用推進計画公表</li> <li>○放置自転車等の撤去</li> </ul>
<b>5 災害に備えた道路交通環境の整備</b>	
(1) 災害に備えた道路の整備	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○橋梁の耐震化や無電柱化等による災害に強い交通環境の整備を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近隣自治体等の関係機関との連絡体制の確認</li> <li>○橋梁の耐震化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・弘法橋(橋脚1基・落橋防止装置)</li> </ul> </li> <li>○無電柱化の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>※無電柱化推進候補道路</li> <li>・市道01-36号線(住吉町) 207m</li> </ul> </li> </ul>
(2) 災害発生時における交通規制	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限する交通規制の実施</li> <li>○被災地域への車両の流入抑制等の交通規制等を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警察等の関係機関との連携体制の確認</li> </ul>

基本施策	令和5年計画
<b>6 総合的な駐車対策の推進</b>	
(1) 駐車場等の整備	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 駐車施設の整備の促進</li> <li>○ パークアンドバスライド等の普及の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自転車活用推進計画公表</li> </ul>
(2) 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚に向けた広報啓発活動の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 希望する地区等へ迷惑駐車禁止のチラシを配布</li> </ul>
<b>7 道路の使用及び占用の適正化等</b>	
(1) 道路の使用及び占用の適正化	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路使用及び占用の適正な運用の実施</li> <li>○ 適正な維持管理についての指導を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 占有者に対して適切な指導を行い、占有物件等の維持管理の適正化を図る</li> </ul>
(2) 不法占有物件の排除等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不法占有物件等の実態把握、管理権に基づく措置及び警察の指導取締りの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関と連携し、不法占有物件に対して適切な措置・指導を行う</li> </ul>
(3) 道路の掘り返しの規制等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 刈谷市道路占有協議会における合理的な調整の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路占有協議会を開催し、占有者間における工事施工時期、施工方法の調整を図る</li> </ul>



## 参考資料

### 刈谷市交通安全条例

平成13年6月29日条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、刈谷市における交通の安全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民の安全で快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、市民の交通安全意識の高揚を図り、交通の安全を確保するため、啓発活動、道路交通環境整備等の総合的な交通安全対策を実施するものとする。

2 市は、前項の対策の実施に当たっては、国、県、警察その他必要な関係機関及び団体（以下「関係機関等」という。）と緊密な連携を図るものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、交通に関する法令を遵守するとともに、市及び関係機関等が実施する交通安全活動に参加協力し、常に自主的に交通の安全を確保するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、当該事業活動のために使用する車両の運転者等に対して交通安全意識の高揚を図り、交通の安全を確保するよう努めるものとする。

2 事業者は、市及び関係機関等が実施する交通の安全に関する施策に協力するものとする。

(良好な道路交通環境の確保等)

第5条 市長は、交通の安全を確保するため、交通安全施設等の整備を図り、良好な道路交通環境を確保するよう努めるものとする。

2 市長は、良好な道路交通環境を確保するために必要があると認めるときは、関係機関等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(交通安全教育の推進)

第6条 市長は、交通安全意識の高揚を図るため、年齢及び地域の実情に応じた交通安全教育を推進するものとする。

(広報啓発活動等)

第7条 市長は、市民に対し、交通の安全に関する広報啓発活動を積極的に行うほか、必要な情報を提供するものとする。

(子ども及び高齢者の交通事故の防止)

第8条 市長は、子ども及び高齢者の交通事故を防止するため、必要な施策を実施するよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、子ども及び高齢者が安全に道路を通行できるよう配慮するものとする。

3 高齢者は、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下を理解し、交通の安全を確保するよう努めるものとする。

(飲酒運転の根絶)

第9条 市長は、飲酒運転の根絶の気運を高めるため、広報啓発活動を行うほか、関係機関等と連携して必要な施策を実施するよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、飲酒運転が重大な交通事故の原因となることを認識するとともに、家庭、職場、地域等において飲酒運転を助長するおそれのある環境の根絶に努めるものとする。

(交通安全活動の推進)

第10条 市長は、市内の各種団体等をもって組織する刈谷市交通安全推進協議会と連携を図り、市民による自主的な活動を効果的に推進するものとする。

(団体等への支援)

第11条 市長は、地域における交通事故防止活動その他交通の安全確保に関する活動の促進を図るため、交通安全活動を行う団体等に対し必要な支援を行うことができる。

(交通死亡事故多発時の措置)

第12条 市長は、交通死亡事故が多発した場合は、交通死亡事故多発非常事態宣言等を発し、交通死亡事故を防止するため必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第13条 市長は、交通安全の推進に貢献し、その功績が顕著であると認める団体又は個人を顕彰することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

## 刈谷市交通安全推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 市内における交通秩序を確立し、交通の安全と円滑を期するため刈谷市交通安全推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項を協議して交通安全運動の推進を図るとともに、必要に応じ関係機関等に対し意見を申し出るものとする。

- (1) 交通道德の高揚に関すること。
- (2) 交通安全施設の整備に関すること。
- (3) 交通指導の強化に関すること。
- (4) 交通関係制度の改善に関すること。
- (5) その他交通安全の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 関係機関の職員
- (2) 関係民間団体の代表者
- (3) 学識経験を有する者

2 前項に定める委員のほか、必要があるときは参与を置くことができる。

(会長)

第4条 会長は、市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、会長が委嘱する。

(幹事及び書記)

第6条 協議会に幹事及び書記若干人を置き、会長が委嘱する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、生活安全部くらし安心課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和37年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 令和4年度高齢者交通安全川柳

作 品	作 成 者
ゆずり合い マスクの中で ありがとう	熊老壮会 佐藤 裕子
返納日 お疲れ様と 妻安ど	東刈谷双葉会 中根 君子
一寸待つ 勇気を孫に 教えられ	東部寿会 加藤 弘子
運転を 急ぐ心が 魔を招く	高津波長寿会 加藤 和徳
いいだろう だろう運転 事故の元	今岡いきいきクラブ寿会 五十嵐 強
ミス増えた 免許返上 神おつけ	東境東光東クラブ 石川 秀明
運転は 運を天には 任せない	東境東光西クラブ 近藤 修
父、返納 明るく労う 家族の目	亀城寿会 鈴木 達夫
夕暮れは 早い点灯 身を守る	泉田東部みのり会 都築 幸雄
頭下げ ゆずる心が 事故防ぐ	野田中双葉会 前田 登
免許返納 孫と歩こう 遊歩道	築地一味会 林 裕司
自転車も 飲酒はだめよ おじいちゃん	元刈谷衣浦会 江川 光春

## 令和4年度交通安全作品展 ポスターの部 最優秀作品



【作成者】

富士松中学校 3年生 小倉 凜莉

刈谷市交通安全推進協議会

事務局 刈谷市生活安全部くらし安心課

所在地 刈谷市東陽町1丁目1番地 〒448-8501

TEL 0566-62-1010 (直通)

FAX 0566-27-9652

電子メール [kurashi@city.kariya.lg.jp](mailto:kurashi@city.kariya.lg.jp)